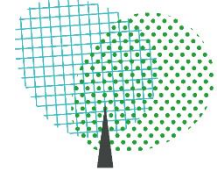


第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和6（2024）年3月

朝霞市



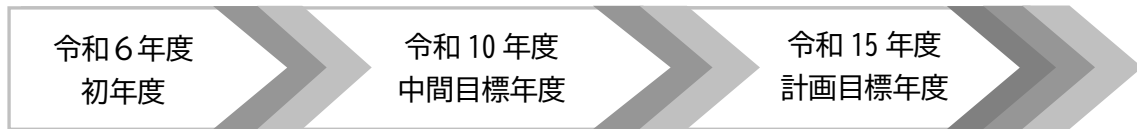
1 目的

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた“羅針盤”として策定するものです。

計画策定に当たっては、本市のごみ処理の現況や課題、市民の要望、ごみ処理の広域化、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、市民の要望、ごみ処理の広域化などを踏まえるとともに、第5次朝霞市総合計画後期基本計画や第3次朝霞市環境基本計画等の関連計画と整合を図っています。

2 計画目標年度

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、10年後の令和15（2033）年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和10（2028）年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

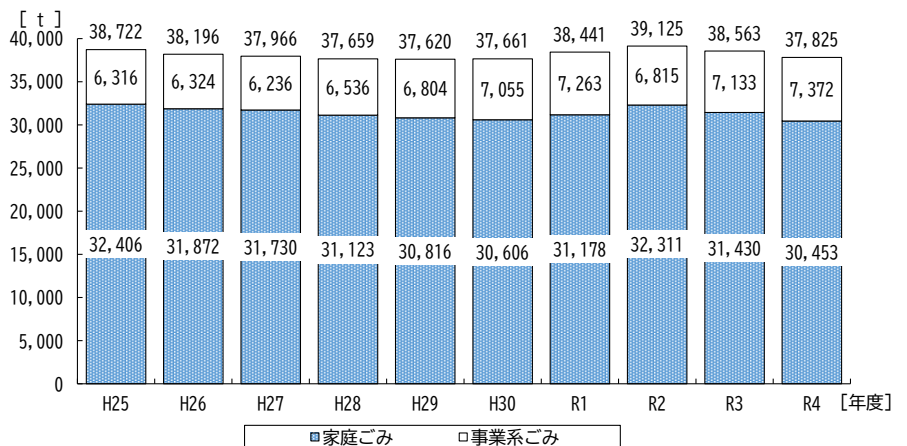


3 ごみ処理の現況

過去10年間（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）のごみ処理の実績を以下に示します。

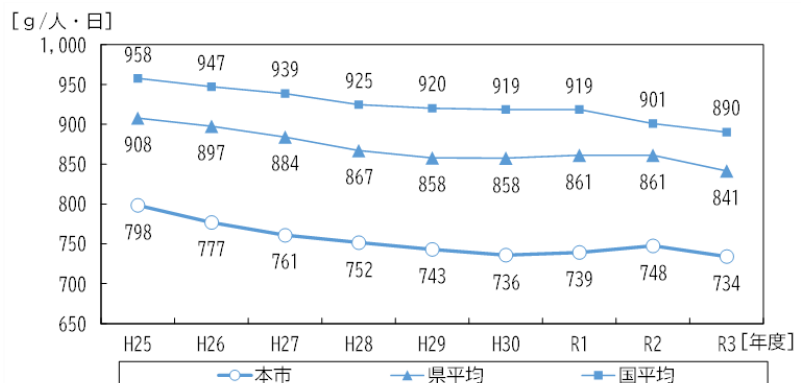
【ごみ排出量】

過去10年間で増減を繰り返しており、近年は減少傾向にあります。コロナ禍で一旦増加しましたが、再度減少に転じています。



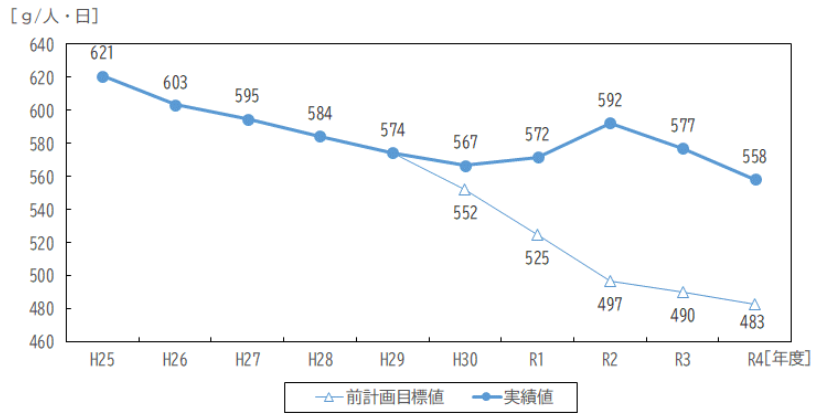
【1人1日当たりのごみ排出量】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を下回っています。



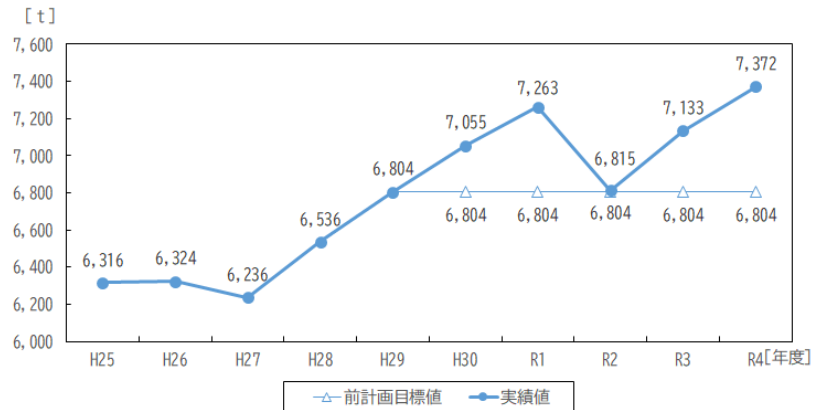
【1人1日当たり生活系ごみ排出量】

減少傾向にあり、過去10年間で最小値となっています。



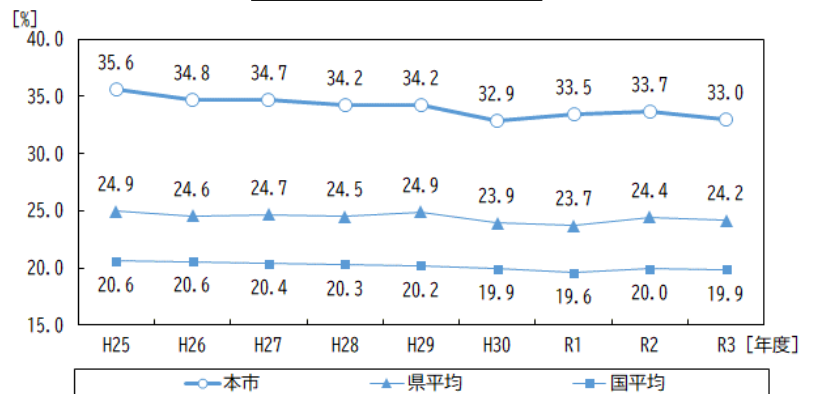
【事業系ごみ排出量】

増加傾向にあり、過去10年間で最大値となっています。



【リサイクル率】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を上回っています。



4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

生活系ごみ排出量は減少傾向にありますが、事業系ごみ排出量は増加傾向となっています。効果的な施策を検討し、一層のごみ排出量の削減を図る必要があります。

(2) リサイクル

ごみ焼却施設における燃やすごみには資源化できるごみが多く占めています。紙類（特に雑がみ）の分別を一層徹底するとともに、近年のプラスチックごみや食品ロスを取り巻く情勢を注視し、効果的な減量化・再資源化施策の導入を検討する必要があります。

(3) 収集・運搬

本市では、分別徹底やごみ排出マナーの向上、ごみ集積所の管理徹底に向けた取組を実施しており、今後も継続的な啓発が必要です。

また、高齢化等により、従来 of 当番制に基づくごみ集積所の管理方法の継続が困難になることが懸念されることから、ごみ集積所の管理のあり方を検討していく必要があります。

(4) 中間処理

焼却処理量は年々増加傾向にあるため、既存施設において安定的な稼働を確保するとともに、ごみ広域処理施設の稼働に向けて、焼却処理量を極力削減し、脱炭素社会の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理広域化に向け、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して着実に事業を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

(5) 最終処分

焼却残渣等の再資源化の徹底により、1人1日当たりの最終処分量は県の目標値を達成しています。更なる最終処分量の削減を図るために、今後ごみの排出抑制や分別徹底、再資源化を積極的に推進する必要があります。

また、最終処分場の確保及び適正処理・処分の確認調査を継続して行う必要があります。

ごみ処理の広域化

ごみ処理広域化とは、複数の市町村が広域的に連携して施設を整備してごみ処理を行うことをいい、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収、財政負担の低減などのメリットがあります。

本市の将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して、令和12(2030)年の施設稼働開始を目標として事業を進めています。

整備対象施設	対象とするごみ	施設規模
ごみ焼却施設	・燃やすごみ	175 t / 日
不燃・粗大ごみ処理施設	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	17 t / 日

【事業スケジュール (予定)】

● 整備工事

令和7(2025)年度
～令和11(2029)年度(5年間)

● 施設稼働開始

令和12(2030)年度～

● 施設の運営期間

令和12(2030)年度
～令和31(2049)年度(20年間)

※DBO方式(公共の資金調達により、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式)による運営を予定。



本計画では、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

みんなで作る 脱炭素と資源循環のまち 朝霞

ごみ処理基本計画

基本方針

方針1：脱炭素社会の推進

3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などにより、脱炭素社会を推進します。

方針2：排出抑制の推進

市民、事業者、市の連携・協働によるリデュース、リユースの意識を高め、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

方針3：資源循環の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、ごみの資源循環を推進します

方針4：安全・安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理体制を構築します。また、和光市及び朝霞和光資源循環組合とともに、ごみ処理広域化を計画的かつ着実に事業を進め、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築します。

ごみ減量化・資源化目標

指標	単位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
ごみ排出量	t/年	37,825	31,892 (16%削減)	31,892 (16%削減)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g/人・日	558	441 (21%削減)	434 (22%削減)
事業系ごみ排出量	t/年	7,372	6,804 (8%削減)	6,804 (8%削減)
リサイクル率	%	31.2	37.7 (6.5%増加)	37.7 (6.5%増加)
集団資源回収量	t/年	1,046	1,046	1,046

※（ ）内は、基準年度（令和4(2022)年度）に対する増減率を示します。

ごみ処理基本計画の施策体系図を以下に示します。

区分	施策	
(1) 脱炭素社会の推進	(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡】	
	(イ) 低公害車の導入【継】	
	(ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新】	
(2) 排出抑制計画（リデュース・リユース）	1) 家庭ごみ	(ア) 生ごみの減量化の推進【継】【新】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 市民への意識啓発【継】【拡】【新】
		(エ) 環境教育の充実【継】【拡】
		(オ) 啓発イベントの実施【継】
		(カ) 再利用の推進【継】
		(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討【継】【新】
	2) 事業系ごみ	(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 事業者への意識啓発【継】
(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討【継】【新】		
(オ) 国や関係機関等への要望【継】		
(3) 再資源化計画（リサイクル）	1) 家庭ごみ	(ア) 分別排出の徹底【継】【新】
		(イ) 集団資源回収活動の促進【継】
		(ウ) 小型家電品の再資源化【継】【新】
		(エ) 紙類の再資源化の推進【継】【拡】
		(オ) 生ごみの再資源化の推進【継】
		(カ) 剪定枝等の再資源化の推進【継】
		(キ) プラスチック資源の再資源化の推進【継】【新】
	2) 事業系ごみ	(ア) 立入検査・指導の推進【継】
		(イ) 紙類の再資源化の推進【拡】
		(ウ) 生ごみ再資源化の推進【拡】
(4) 収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理【継】【拡】【新】	
	(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継】	
	(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継】	
	(エ) 事業系ごみ排出の適正化【継】	
	(オ) 高齢者・障害のある方への支援【継】	
(5) 中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理【継】	
	(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継】	
(6) 最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保【継】	
	(イ) 最終処分場の延命化【継】	
	(ウ) 現地調査・確認の実施【継】	
	(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継】	
(7) ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新】	
	(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新】	
	(ウ) 資源の広域処理の検討【新】	
	(エ) 効率的な収集運搬体制の検討【新】	
	(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新】	
	(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新】	
	(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新】	
(8) 災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築【継】【拡】	
	(イ) 支援体制の確保【継】	

※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。
 ※新規施策に関しては、背景に色付けをしています。

食品ロス削減推進計画

基本方針

食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

食品ロス削減目標

指標	単位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%削減)	654 (74%削減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増加)	85 (7.4%増加)

※（ ）内は、基準年度（令和4（2022）年度）に対する増減率を示します。

生活排水処理基本計画

基本方針

方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

生活排水処理数値目標

指標	単位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	%	98.6	100	100

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45 TEL：048-456-1593

<https://www.city.asaka.lg.jp/>

